

シズベルジャパン 二又社長

チェアマン、ご紹介ありがとうございます。二又でございます。知財に関しては2つお話がございました。始めに模倣品の問題が議論されまして、模倣品問題は量的には数が増えているのですが、質的にもだいぶ変わっている、従来ですと経済的な損害という側面だったのですが、実はそれが質的にも変わってきて、偽バッテリーがありそれが消費者にとっては火災という問題になるなど、安全という面からもだいぶ被害が出てきております。もう一つは今日インターネットの普及の中で、コマースルート、チェーンなど非常に複雑になっていますので、取り締まりも非常に難しくなっているという話がされました。昨日の議論の中では、対策についてですが日本とイタリアはスタンス、レベルが違うといいますが、イタリアでは既に模倣品の所持に関しても刑事罰の対象になるという、非常に厳しい取締りがなされております。日本ではそういうことはありません。このように増えてくる模倣品の対策につきまして、どうするかという話なのですが、対策の一つということで、ACTA（模倣品・海賊版拡散防止条約）の話もされました。早期の導入の必要性の理解が共有されたと思います。いずれにしても問題自体は日本とイタリア2国間では解決できない側面もあります。というのも第三国からの流入というのが急増している現実がありますので、そういう意味では両国が協力して、また第三国を交えて解決の方向に進んでいくという共通の理解がなされたと思います。この模倣品問題に関して両国が強い関心を持って、解決していくという共通認識が昨日なされたのではないかと思います。

それから2つ目の話ですが、議論というよりも説明といった形になったのですが、特許審査ハイウェイ（The Patent Prosecution Highway）のお話をさせて頂きました。特許の申請自体が多くの労力、時間、人手がかかりますので、両国間あるいは各国間の特許官庁で審査資料を利用し合うということで、ひいては特許制度の効率化あるいは特許制度が調和していくことに役立つものですから、そういった意味で国際協調に役立つことです。今色々な国々との間で話し合いが進んで、また現実に結んでいる国もございますので、紹介を中心に話させて頂きました。以上、2つのポイントをお話いたしました。